

危機管理課

- (1) 危機管理及び防災に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 国民保護及び緊急処理事態に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (3) 災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置及び運営に関すること。
- (4) 安全・安心なまちづくり連携活動に関すること。

市長公室

秘書広報課

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 市長会に関すること。
- (3) 儀式及び交際に関すること。
- (4) 栄典及び表彰に関すること。
- (5) 市広報紙、市ホームページその他行政事務に係る広報に関すること。
- (6) 市の魅力の発信に関すること。
- (7) 報道資料の収集及び提供並びに報道機関との連絡調整に関すること。
- (8) 市長公室の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長公室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

成長戦略課

- (1) 特命事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 官民連携の推進に関すること。

人事課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関すること。
- (3) 職員の賞罰に関すること。
- (4) 特別職の任免手続に関すること。

- (5) 職員任用委員会に関すること。
- (6) 人事制度及び給与制度の調査研究に関すること。
- (7) 職員の諸給与に関すること。
- (8) 退隠料及び扶助料に関すること。
- (9) 共済組合に関すること。
- (10) 職員団体に関すること。
- (11) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (12) 職員厚生会に関すること。

人権くらしの相談課

- (1) 市政に対する要望その他広聴に関すること。
- (2) 市民相談に関すること。
- (3) 行政相談委員との連絡調整に関すること。
- (4) 意見公募に係る手続に関すること。
- (5) 消費者相談その他の消費生活の安定及び向上に関すること。
- (6) 消費者保護に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 同和問題その他人権に関する施策(教育委員会の所掌に属するものを除く。)の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (8) 人権擁護委員との連絡調整に関すること。
- (9) 男女共同参画社会の形成に資する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (10) 非核及び平和の啓発に関すること。
- (11) 労働者の福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (12) 労働者に対する情報の提供、相談、能力開発その他労働者の福祉の増進を図るための措置に関すること。
- (13) 労働及び就労に係る関係機関との連絡調整に関すること。

政策推進部

政策推進課

政策推進係

- (1) 重要施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 部長会議及び課長会議に関すること。
- (3) 広域行政に関する調整に関すること。
- (4) 国際交流の推進に関すること。
- (5) 市の境界等の確定に関すること。
- (6) 行政改革の推進に関すること。
- (7) 事務の改善に資する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (8) 行政機関の機構及び定員に関すること。
- (9) 総合教育会議に関すること。
- (10) 政策推進課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。
- (11) 政策推進部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、政策推進部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

情報化推進係

- (1) 行政の情報化の推進に関する施策（他の所掌に属するものを除く。）の企画及び立案並びに調整に関すること。
- (2) 行政情報システムの整備及び管理に関すること。

地域経済課

- (1) 商工業の振興に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 地域産業の振興に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (3) 特産品の宣伝及び販路開拓に関すること。
- (4) 市の魅力を高めることに資する施策（秘書広報課の所掌に属するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (5) 商工業に関する情報の提供、助言その他の必要な措置に関すること。
- (6) 商工業に係る団体等との連絡調整に関すること。
- (7) 企業誘致及び創業支援に関すること。
- (8) 競艇事業に関すること。
- (9) 臨海部の振興に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- (10) 臨海部の開発及び整備に関すること。
- (11) 水難救護及び漂流物等の保管に関すること。
- (12) 泉大津埠頭株式会社との連絡調整に関すること。
- (13) 港湾統計調査に関すること。
- (14) 農水畜産業の振興に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (15) 農水畜産業に関する情報の提供、助言、指導その他の必要な措置に関すること。
- (16) 農水畜産業に係る団体等との連絡調整に関すること。

市民協働推進課

- (1) 市民との協働に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 自治会その他地縁による団体の振興に関すること。
- (3) 市民憲章の啓発に関すること。
- (4) 防犯活動の推進に関すること。
- (5) 特定非営利活動法人の認証その他特定非営利活動の促進を図るための措置に関すること。

総務部

総務課

総務法制係

- (1) 条例、規則、規程等の審査及び法令の調査研究に関すること。
- (2) 文書管理に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 聴聞手続に関すること。
- (5) 告示及び公告に関すること。
- (6) 訴訟、裁判上の和解、民事上の調停及び重要な不服申立てに係る関係者との調整に関すること。
- (7) 市議会の招集、議事の調整及び議案の作成に関すること。
- (8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (9) 市長の資産公開に関すること。

- (10) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (11) 統計調査（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (12) 総務課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。
- (13) 総務部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び総務部内の他の課の所掌に属しないものに関すること。

契約検査係

- (1) 工事等の入札及び契約の締結に関すること。
- (2) 入札参加資格審査及び業者指名に関すること。
- (3) 工事等の検査に関すること。
- (4) 物品の購入及び総括管理に関すること。
- (5) 不用品の処分に関すること。

財政課

- (1) 財政に係る計画に関すること。
- (2) 財政の調査及び分析に関すること。
- (3) 財政状況の公表に関すること。
- (4) 予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 資金計画に関すること。
- (6) 地方交付税に関すること。
- (7) 公債に関すること。
- (8) 一時借入金に関すること。

税務課

市民税係

- (1) 市府民税の賦課及び減免に関すること。
- (2) 法人の市民税に関すること。
- (3) 軽自動車税の賦課及び減免に関すること。
- (4) 市たばこ税に関すること。

- (5) 特別とん譲与税に関する事。
- (6) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事。
- (7) 市府民税の賦課の証明書の交付に関する事。
- (8) 税務課に置く係の所掌事務に関する調整に関する事。

固定資産税係

- (1) 固定資産の評価に関する事。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関する事。
- (3) 固定資産課税台帳の閲覧等に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 固定資産税及び都市計画税の賦課の証明書の交付に関する事。

納税係

- (1) 市税の徴収金の収納整理に関する事。
- (2) 市税の納付奨励及び督促に関する事。
- (3) 市税の過誤納金の還付に関する事。
- (4) 市税の徴収及び滞納処分に関する事。
- (5) 国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関する事。（保険年金課の所掌に属するものを除く。）
- (6) 市税の欠損処分に関する事。
- (7) 徴税の嘱託及び受託に関する事。
- (8) 納税証明書の交付に関する事。

市民課

戸籍係

- (1) 戸籍に関する事。
- (2) 人口動態調査に関する事。
- (3) 外国人の在留関連事務に関する事。
- (4) 民刑事処分の通知及び整備に関する事。
- (5) 死産の届出に関する事。

- (6) 自衛官及び自衛官候補生募集の受付に関する事。
- (7) 市営葬儀に関する事。
- (8) 埋火葬許可に関する事。
- (9) 火葬場等の管理に関する事。
- (10) 墓地組合及び墓地に関する事。
- (11) 市民課に置く係の所掌事務に関する調整に関する事。

窓口係

- (1) 印鑑登録に関する事。
- (2) 住民基本台帳の整備及び管理に関する事。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムに関する事。
- (4) 住民異動人口に係る統計に関する事。
- (5) 証明書の交付（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 公的個人認証に係る電子証明書の交付に関する事。
- (7) 自動車臨時運行許可に関する事。
- (8) 公簿の閲覧（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (9) 一般旅券発給事務に関する事。
- (10) 個人番号カードの交付等に関する事。

資産活用課

- (1) 公共施設ファシリティマネジメントに関する事。
- (2) 建築工事の設計、施工及び検査に関する事。
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (4) 行政財産の総括管理に関する事。
- (5) 庁舎管理に関する事。
- (6) 公用車の管理（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (7) 泉大津市土地開発公社との連絡調整に関する事。

保険福祉部

福祉政策課

- (1) 地域福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (3) 成年後見制度に関すること。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護に関すること。
- (5) シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 総合福祉センター及び老人福祉センターに関すること。
- (7) 社会福祉協議会及び社会福祉団体（他の所掌に属するものを除く。）との連絡調整に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。
- (9) コミュニティソーシャルワーカーとの連絡調整に関すること。
- (10) 老人集会所に関すること。
- (11) 福祉健康農園に関すること。
- (12) 福祉バスに関すること。
- (13) 福祉基金に関すること。
- (14) 保険福祉部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、保険福祉部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

高齢介護課

長寿推進係

- (1) 高齢者福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 高齢者保健・福祉支援センターに関すること。
- (3) 地域包括支援センターに関すること。
- (4) 地域支援事業（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 高齢者の介護予防に関すること。
- (6) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (7) 老人福祉法に基づく措置等に関すること。
- (8) 敬老に関する意識の普及及び啓発に関すること。
- (9) 高齢介護課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

介護認定係

- (1) 被保険者の要介護認定及び要支援認定等に関する事。
- (2) 介護認定訪問調査及び主治医意見書に関する事。
- (3) 介護認定等に関する相談及び苦情に関する事。
- (4) 介護認定審査会に関する事。

給付保険料係

- (1) 介護に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (2) 介護保険の給付に関する事。
- (3) 介護報酬及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払に関する事。
- (4) 第1号被保険者介護保険料（以下「介護保険料」という。）の賦課及び減免に関する事。
- (5) 介護保険料の徴収及び滞納処分に関する事。
- (6) 介護保険料の欠損処分に関する事。
- (7) 介護保険料の督促に関する事。
- (8) 介護保険料の過誤納金の還付に関する事。
- (9) 被保険者の資格管理に関する事。

障がい福祉課

- (1) 障がい者福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (2) 障がい福祉サービスに関する事。
- (3) 障がい児通所支援の支給決定に関する事。
- (4) 重度障がい者の医療費の助成に関する事。
- (5) 身体障害者手帳に関する事。
- (6) 療育手帳に関する事。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関する事。
- (8) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事。
- (9) 障害者介護給付費等認定審査会に関する事。
- (10) 障がい者団体との連絡調整に関する事。

- (1) 障がい者の権利擁護に関すること。

生活福祉課

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死人に関すること。
- (3) 中国残留邦人等の生活支援に関すること。

保険年金課

給付係

- (1) 国民健康保険に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (3) 国民健康保険の資格の得喪に関すること。
- (4) 被保険者証の発行及び返還に関すること。
- (5) 国民健康保険の給付に関すること。
- (6) 診療報酬の審査及び支払に関すること。
- (7) 保険年金課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

保険料係

- (1) 国民健康保険料の賦課、収納及び減免に関すること。
- (2) 国民健康保険料の督促に関すること。
- (3) 国民健康保険料の過誤納金の還付に関すること。
- (4) 国民健康保険料の欠損処分に関すること。
- (5) 国民健康保険に係る徴収金の嘱託及び受託に関すること。

国民年金係

- (1) 国民年金の給付に関すること。
- (2) 国民年金の資格の得喪に関すること。
- (3) 国民年金保険料の免除に関すること。

後期高齢者医療係

- (1) 大阪府後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること。

広域事業者指導課

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく家庭的保育事業等の認可並びに家庭的保育事業等を行う者に対する指導及び監督に関すること。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人に係る定款等の認可並びに社会福祉法人に対する指導及び監督に関すること。
- (3) 指定地域密着型介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定、指導及び監督に関すること。
- (4) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（以下この規則において「府条例」という。）第2条第2項に掲げる事務のうち、児童福祉施設及び認可外保育施設に係る事務に関すること。
- (5) 府条例第6条第1項に掲げる事務のうち、老人デイサービスセンター等に係る事務に関すること。
- (6) 府条例第6条第2項に掲げる事務のうち、特別養護老人ホーム（定員29人以下のものに限る。）に係る事務に関すること。
- (7) 府条例第6条第3項に掲げる事務のうち、有料老人ホームに係る事務に関すること。
- (8) 府条例第9条第2項に掲げる事務のうち、指定居宅サービス事業者に係る事務に関すること。
- (9) 府条例第10条に掲げる事務のうち、指定障がい福祉サービス事業者に係る事務に関すること。

健康こども部

こども政策課

- (1) 子どもに関する施策の企画及び立案並びに実施に関すること。
- (2) 泉大津市子ども・子育て会議に関すること。
- (3) 子ども政策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

- (4) 少子化対策に関すること。
- (5) 子育て支援に関すること。
- (6) 子どもの貧困対策に関すること。
- (7) 子どもの人権擁護に関すること。
- (8) 健康こども部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、健康こども部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

子育て応援課

相談支援係

- (1) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (2) 家庭児童相談に関すること。
- (3) 発達支援に関すること。
- (4) 子育て応援課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

給付係

- (1) 児童福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに実施に関すること。
- (2) 児童の手当に関すること。
- (3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。
- (4) ひとり親家庭及び子どもの医療費の助成に関すること。
- (5) 未熟児養育医療の給付に関すること。
- (6) 母子福祉会及び障害児（者）親の会との連絡調整に関すること。

あんしんサポート係

- (1) 妊産婦、乳児及び幼児等の健康の保持、増進に関する施策の企画並びに推進に関すること。
- (2) 妊産婦、乳児及び幼児等の予防接種、感染症予防その他保健衛生の向上のための措置に関すること。
- (3) 妊産婦、乳児及び幼児等の健康診査、保健指導に関すること。
- (4) 妊産婦、乳児及び幼児等の歯科保健に関すること。

- (5) 妊産婦、乳児及び幼児等の食育推進に関する事。
- (6) 妊娠・出産包括支援に関する事。

こども育成課

- (1) 保育所及び認定こども園の利用に関する事。
- (2) 保育所及び認定こども園の保育料の調定及び徴収に関する事。
- (3) 民間保育所及び認定こども園の運営費及び施設整備等に関する事。
- (4) 保育所及び認定こども園の職員の研修に関する事。
- (5) 保育所及び認定こども園の給食に関する事。
- (6) 保育所及び認定こども園の設置及び廃止並びに整備及び管理に関する事。
- (7) 保育所及び認定こども園の保健に関する事。
- (8) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事。

健康づくり課

- (1) 身体及び心の健康づくりに関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (2) 予防接種、感染症予防その他保健衛生の向上のための措置（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 健康診査、保健指導（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (4) がん検診等に関する事
- (5) 歯科保健（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 食育推進（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (7) 健康づくりに関する団体との連絡調整に関する事。
- (8) 医療に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (9) 国民健康保険被保険者の特定健康診査及び特定保健指導等の保健事業に関する事。
- (10) 保健センター及び臨時診療所に関する事。

都市政策部

都市づくり政策課

計画係

- (1) 都市づくりに係る施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 都市計画の策定に関すること。
- (3) 都市計画審議会に関すること。
- (4) 都市計画に基づく土地の利用に係る許可、指導その他の必要な措置（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 市街地の整備に関すること。
- (6) 国土利用計画に関すること。
- (7) 都市景観に関すること。
- (8) 住居表示に関すること。
- (9) 住居表示審議会に関すること。
- (10) 都市づくり政策課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。
- (11) 都市政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、都市政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

街路係

- (1) 都市計画道路の設計、施工及び検査に関すること。
- (2) 都市計画事業用地の取得に関すること。
- (3) 都市計画事業用地における支障物件の取扱いに関すること。

公園みどり係

- (1) 公園の設計、施工及び検査に関すること。
- (2) 都市環境の保全に関すること。
- (3) 都市公園台帳の整備及び管理に関すること。
- (4) 公園の管理に関すること。
- (5) 公園の占用許可に関すること。
- (6) 公園の境界明示に関すること。
- (7) 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

建築住宅課

住宅政策係

- (1) 住宅に係る施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 市営住宅の整備及び管理に関すること。
- (3) 住宅の耐震化に関すること。
- (4) 建築住宅課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

開発指導係

- (1) 建築指導に関すること。
- (2) 開発許可申請の許可及び開発指導要綱の協議に関すること。
- (3) 造成宅地に関すること。
- (4) 風致に関すること。

土木課

管理工務係

- (1) 土木施設の管理に関すること。
- (2) 土木工事用資材の調達及び管理に関すること。
- (3) 市道及び法定外公共物の管理並びに使用又は占用に係る許可に関すること。
- (4) 道路台帳及び橋梁台帳の管理記録に関すること。
- (5) 市道及び橋梁の設計、施工及び検査に関すること。
- (6) 河川及び水路の設計、施工及び検査に関すること。
- (7) 土木課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

明示係

- (1) 市道の認定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 市道及び法定外公共物の境界の明示に関すること。
- (3) 公共基準点に関すること。
- (4) 道路台帳及び橋梁台帳の調整に関すること。

交通対策係

- (1) 交通施策に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 交通安全施設の設計、施工及び検査に関する事。
- (3) 交通安全に関する啓発に関する事。
- (4) 放置自転車の対策に関する事。
- (5) 市立駐車場及び路外駐車場に関する事。

環境課

環境推進係

- (1) 地球環境の保全に係る施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (2) 屋外広告物に関する事。
- (3) 公衆衛生の向上に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。
- (5) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付に関する事。
- (6) 生活環境の保全及び公害の防止に係る施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (7) 騒音、振動、悪臭その他公害の規制に関する事。
- (8) 公害発生施設の監視及び指導に関する事。
- (9) 公害の測定及び苦情処理に関する事。
- (10) 環境課に置く係の所掌事務に関する調整に関する事。

クリーン推進係

- (1) ごみの減量化及び再資源化に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (2) 犬、猫等の動物の死体の収集及び処理に関する事。
- (3) ごみ及びし尿の収集及び処理に関する事。
- (4) 公衆便所の管理に関する事。
- (5) 浄化槽の設置に関する指導に関する事。
- (6) 浄化槽清掃業者に関する事。
- (7) 泉北環境整備施設組合(下水道関係を除く。)との連絡調整に関する事。
- (8) 清掃に関する意識の普及及び啓発に関する事。

- (9) 清掃車両の管理に関する事。

下水道課

総務係

- (1) 排水設備工事に関する事。
- (2) 公共下水道の供用開始手続に関する事。
- (3) 公共下水道の使用料及び受益者負担金に関する事。
- (4) 水洗便所の普及促進に関する事。
- (5) 泉北環境整備施設組合（下水道関係）との連絡調整に関する事。
- (6) 下水道に係る施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- (7) 予算の編成及び決算の調製に関する事。
- (8) 財政計画及び資金計画並びに資金運用に関する事。
- (9) 資産の再評価及び減価償却に関する事。
- (10) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (11) 収入及び支出伝票の審査並びに保管（会計管理者の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (12) 出納その他経理事務（会計管理者の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (13) 下水道課に置く係の所掌事務に関する調整に関する事。

事業係

- (1) 公共下水道の実績調査に関する事。
- (2) 都市計画に基づく公共下水道事業の認可に関する事。
- (3) 公共下水道に係る交付金に関する事。
- (4) 公共下水道に係る工事の設計及び施工に関する事。
- (5) 公共下水道に係る工事の施工に伴う家屋、工作物等の調査及び損失補償に関する事。
- (6) 下水道台帳に関する事。
- (7) 事業場排水の水量及び水質の認定に関する事。
- (8) 悪質排水の取締り及び除外施設に関する事。

- (9) ポンプ場の運転及び管理に関すること。
- (10) 管渠及び柵の管理に関すること。
- (11) 公共下水道敷の占用に関すること。